

令和8年度熊本地震営農再開支援事業（ハード事業）
必要書類 確認表

市町村名 宇城市 町
受付No.

標記事業の申請において、下記のとおり提出書類が必要です。

(9月24日現在)

機械等名称及び 能力・規模等	被災農業機械・施設 等	台数	能力・規模（馬力・〇条刈り・〇㎡）	設置箇所（〇〇番地）		
					☐	修繕
					☐	再取得
					☐	再建
					☐	補強
					☐	撤去(解

1. 申請時に必要となる書類 等【共通事項】

書類等	留意点
☐ (1)被災状況 確認資料 写真	☐ 撮影した個々の機械・施設名称等が確認できること ☐ 撮影日時が確認できること 【機械の場合（園芸施設共済の加入対象以外）】 ☐ 被災機械の全景 ☐ 被災箇所(被災状況) ☐ 型式番号プレートなど能力等が確認できるもの ☐ アタッチメント等の装備状況 ☐ 固定資産台帳等（流出等により写真を取得できない場合等） 【施設等の場合（園芸施設共済の加入対象）】 ☐ 全景(可能な限り4方向(前面・背面・左右側面)から撮影) ☐ 被災箇所（写真のみでは被害状況が分かりづらい場合、手書きでもよいので説明を残す） ☐ 農業経営に使用していた状況(農業用倉庫などは農業資材などが写っている) ☐ 固定資産台帳等残存期間が分かる資料（補助金額算定に必要） <施設面積確認資料(原形復旧の判断で重要。以下のいずれかを添付)> ☐ 課税台帳における施設面積 ☐ グーグルマップの航空写真 ☐ 実測
☐ (2)営農確認 資料 確定申告書 (農業所得用)	【青色申告の場合】 ☐ 令和7年分所得税青色申告決算書（農業所得用） ☐ 収入金額の内訳（作付け面積・販売金額内訳がわかる書類） 【白色申告の場合】 ☐ 令和7年分収支内訳書（農業所得用）
☐ (3)消費税申 告書	☐ 課税区分が確認できること 【R8年 事業実施の場合】 ☐ R6・R7課税期間分の消費税及び地方消費税の（確定）申告書 【R9年 事業実施の場合】 ☐ R7・R8課税期間分の消費税及び地方消費税の（確定）申告書

☐修繕・補強を申請される方

書類等	留意点
☐ (4)見積書	【修繕を申請される場合】 ☐ 修繕の見積書（3社） 【修繕および補強を申請される場合】 ☐ 原形復旧（修繕）の見積書（3社） ☐ 補強の見積書（3社） 【見積書確認事項】 ☐ 日付に誤りはない ☐ 宛名は助成対象者名となっている ☐ 見積書に必要な情報(施設名称、修繕・再建の別、木造・鉄骨の別など)が記載 ☐ 見積金額は税込・税抜が記載されている ※事業費は税込みを記入 ☐ 見積書の総額が内訳明細の額の合計と整合している ☐ 「〇〇工事一式」の記載でない(一式は、内容が不明確なため不可) ☐ 補強分の事業費が50万以上であること
☐ (5)園芸施設 共済等加 入証明	【園芸施設共済の引受対象の施設、機械の場合】 ☐ 園芸施設共済の共済金加入証明 ☐ 加入なし ☐ 共済金の支払額が確認できる書類 ☐ 確認不要

□再取得・再建を申請される方

書類等		留意点
☐ (4) 見積書	(5) 修繕不能証明	修繕不可 又は 修繕より再取得が安価の場合再取得に取り組むことが可能です。 ☐ 修繕不可の場合 ☐ 再取得が安価な場合 ☐ 再取得の見積書 (3社) ☐ 修繕の見積書 (3社) ☐ 修繕不能証明 ☐ 解体の見積書及び再取得の見積書 (3社)
		【見積書確認事項】 ☐ 日付に誤りはない ☐ 宛名は助成対象者名となっている ☐ 見積書に必要な情報(施設名称、修繕・再建の別、木造・鉄骨の別など)が記載 ☐ 見積金額は税込・税抜が記載されている ※事業費は税込みを記入 ☐ 見積書の総額が内訳明細の額の合計と整合している ☐ 「〇〇工事一式」の記載でない(一式は、内容が不明確なため不可) 【修繕不能証明】 ☐ 施設(倉庫)等の場合は、建築士による証明書(建築士の免許書を添付)であること ☐ 施設(ハウス)の場合は、ハウス設備業者による証明書であること ☐ 機械等の場合、メーカー等から発行された修繕不能証明書であること ※ 証明者についての制限はないが、工事の請負業者や機械販売店など直接の利害関係者等以外の第3者による証明が望ましい。
☐ (6) 図面 カタログ		【機械等の場合】 ☐ 能力(馬力等) 【施設等の場合】 ☐ 平面図、立面図 ※農業利用以外のスペースがある場合は、補助対象経費の面積按分を行う
☐ (7) 所有権が 確認できる 書類		【再建を申請される場合】 ☐ 解体される建物の所有権が確認できる書類(固定資産税課税台帳(または名寄帳))
☐ (8) 園芸施設 共済等加入証明		【園芸施設共済の引受対象の施設、機械の場合】 ☐ 園芸施設共済の共済金加入証明 ☐ 加入なし ☐ 共済金の支払額が確認できる書類 ☐ 確認不要

□被災施設(ハウス等)の解体を申請される方(別紙へ移動)

2. 実績報告時に必要となる書類等

書類等		留意点
☐ (1) 見積書		☐ 競争入札、見積合わせによる複数(原則3社以上)の見積書
☐ (2) 契約書		☐ 日付は適切か ☐ 契約者は申請者本人となっているか。(法人は法人名のみ可) ☐ 見積書と同一の業者名・印鑑、導入機械等名となっているか
☐ (3) 納品書・ 請求書		☐ 宛名は申請者本人となっているか。(法人は法人名のみ可) ☐ 業者の印鑑があるか。 ☐ 日付等に誤りはないか。
☐ (4) 領収書		☐ 宛名は申請者本人となっているか。(法人は法人名のみ可) ☐ 業者の印鑑があるか。 ☐ 日付等に誤りはないか。
☐ (5) 通帳の写 し		☐ 名義は申請者本人となっているか。(法人は法人名のみ可) ☐ 業者との取引の内容が確認できるか(支払日、支払額に問題はないか)
☐ (6) 園芸施設 共済、 民間保険 等証明書		☐ 園芸施設共済対象施設の場合、園芸施設共済等に参加したことが確認できる書類があるか。 ☐ 園芸施設共済対象外機械等の場合、民間保険等の加入証明書があるか。

令和 年 月 日

住所 :

組織名 :

個人名 :

(代表者氏名)

市町村記入欄
☐ 添付書類に不備はありません。
☐ 現状値の記載内容に間違いはありません。
☐ 営農継続の意向を確認しており、実現可能です。
☐ 目標値は実現可能であり、問題ありません。

□被災施設の解体を申請される方

書類等	留意点
☐ (4) 見積書 ☐ (5) 修繕不能証明	修繕不可 又は 修繕より再取得が安価の場合再取得に取り組むことが可能です。 ☐ 解体の見積書 ☐ 修繕不能証明 【見積書確認事項】 ☐ 日付に誤りはない ☐ 宛名は助成対象者名となっている ☐ 見積書に必要な情報(施設名称、木造・鉄骨の別など)が記載 ☐ 見積金額は税込・税抜が記載されている ※事業費は税込みを記入 ☐ 見積書の総額が内訳明細の額の合計と整合している ☐ 「〇〇工事一式」の記載でない(一式は、内容が不明確なため不可) 【修繕不能証明】 ☐ 施設(倉庫)等の場合は、建築士による証明書(建築士の免許書を添付)であること ☐ 施設(ハウス)の場合は、ハウス設備業者による証明書であること ※ 証明者についての制限はないが、工事の請負業者や機械販売店など直接の利害関係者等以外の第三者による証明が望ましい。
☐ (6) 園芸施設 共済等加入証明	【園芸施設共済の引受対象の施設、機械の場合】 ☐ 園芸施設共済の共済金加入証明 ☐ 加入なし ☐ 共済金の支払額が確認できる書類 ☐ 確認不要
☐ (7) 図面 カタログ	【機械等の場合】 ☐ 能力(馬力等) 【施設等の場合】 ☐ 平面図、立面図 ※農業利用以外のスペースがある場合は、補助対象経費の面積按分を行う